

○訓子府町まちづくり町民参加条例施行規則※説明付き

(目的)

第1条 この規則は、訓子府町まちづくり町民参加条例（平成31年条例第3号。以下「条例」といいます。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

- ・ 理念的な内容は条例で規定し、手続的な内容は施行規則で規定しています。

(町民参加手続の方法)

第2条 町長等は、条例第6条に規定する町の仕事を行おうとするときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により町民参加手続を実施するものとし、その方法を定める上で考慮すべき事項は別表のとおりとします。

- (1) 審議会等（審議会その他の附属機関及びこれに類するものをいいます。以下同じです。）
- (2) まちづくり意見募集
- (3) まちづくりトーク
- (4) アンケート調査
- (5) その他の町民参加手続

- ・ 町民参加手続の方法を規定しています。
- ・ 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関及びこれに類するものを「審議会等」ということとします。
- ・ 「まちづくり意見募集」の内容については、第8条及び第9条で規定しています。他自治体では「パブリックコメント手続」とも呼ばれています。
- ・ 町民と町長等や町民同士が自由に意見を交換するための場として新たに「まちづくりトーク」を設置することとしています。（詳細は、第10条から第12条で規定しています。）

(町民参加手続における公表の方法)

第3条 町民参加手続に関する事項を公表するときは、町広報誌への掲載、町ホームページへの掲載、役場庁舎その他の町内主要施設への掲示等によります。

2 町長等は、町民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供等により、広く町民に周知するように努めます。

- ・ 第1項では、町民参加に関わる様々な情報（実施や結果）を多くの町民に周知できるように公表の方法を規定しています。
- ・ 第2項では、第1項で規定する方法以外の方法でも積極的に情報を提供するように努めることを規定しており、報道機関への情報提供のほか、パンフレット類の配布、説明会の開催などが考えられます。

(町民参加手続の予定及び実施状況の公表)

第4条 町長は、毎年度、その年度における町民参加手続の実施予定及び前年度の実施状況を公表します。

- ・ 町民参加手続の実施予定を事前に公表するとともに、前年度の実施状況を公表することにより町民参加手続が適正に運用されているかどうかを町民が確認できるようにしています。

(施設の設置のうち町民参加手続を義務付けない場合)

第5条 条例第6条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める場合とは、町道、普通河川、町営住宅、上水道及び下水道等の町民参加手続を要しないと認められる施設の設置のときとします。

- ・ 施設の設置のうち町民参加手続を義務付けない場合について規定しています。

(審議会等の基本原則)

第6条 町長等は、審議会等の委員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えます。

2 町長等は、審議会等の委員の選考にあたっては、その男女比及び年代や職種等に配慮し、市民の多様な意見を聴けるように努めます。

3 審議会等は、正当な理由がある場合を除き公開します。

4 町長等は、審議会等の予定を公表します。ただし、審議会等を公開しないとき及び緊急に審議会等を開催する必要があるときは除きます。

- ・ 委員には公募により選考された委員を含めることとしています。ただし、正当な理由がある場合（公募しても応募者がいなかった場合や専門的な知識が求められるような場合など）を除きます。
- ・ 委員の選考については、多様な意見が反映されるよう配慮するよう規定しています。男女比及び年代や職種等に配慮するほか、審議会等の掛け持ちや度を越えた再任を避けることなどが考えられます。

(審議会等の議事録の作成及び公表)

第7条 町長等は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成し、第3条第1項のいずれかの方法により公表します。ただし、訓子府町情報公開条例（平成15年条例第34号）の定めによる不開示情報についてはその限りではありません。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議で使用した資料の内容
- (4) 会議における発言の内容又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

- ・ 議事録の作成方法には、会議の全部の内容を記録する方法や要点だけを記録する方法などがありますが、原則、要点筆記とします。

(まちづくり意見募集の手続)

第8条 まちづくり意見募集とは、町の仕事の原案を公表し、それに対し書面等による意見を募集することをいい、その手続は次のとおりです。

2 町の仕事の内容等を公表し、意見の募集期間は30日以上とします。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、意見の募集期間を30日未満とし、その理由を公表します。

3 意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めます。

4 提出された意見は、町の仕事の決定に活かし、その結果を公表します。

(まちづくり意見募集の公表事項)

第9条 町長等は、まちづくり意見募集を行うときは、次の事項を公表します。

- (1) 対象とする町の仕事の内容
- (2) 対象とする町の仕事の原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び募集期間
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 条例第7条第2項の規定により行う検討結果の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

- ・ まちづくり意見募集は、町の仕事の原案に対して、町民が対案や意見などを提出する手法です。対象とする町の仕事の具体例としては、広く一般町民が使用する公共施設の建設に関わる計画などがあげられます。
- ・ 意見の募集期間を十分にとることが必要なことから、意見の募集期間は最低30日としましたが、どうしても30日を確保できないときはその理由を公表します。

(まちづくりトークの開催)

第10条 町長等は、町の仕事について、広く町民の意見を直接聴く必要がある場合は、町民と町長等及び町民同士が自由に意見を交換するために、まちづくりトークを開催します。

(まちづくりトークの開催予告)

第11条 町長等は、まちづくりトークを開催するときは、次に掲げる事項を公表します。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする町の仕事の内容
- (3) 対象とする町の仕事の原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定による開催予告は、緊急その他特別の理由があるときを除き、まちづくりトークを開催する日から起算して30日前までに行います。

(まちづくりトークの開催記録の作成及び公表)

第12条 町長は、まちづくりトークを開催したときは、開催記録を作成し、公表します。

- | |
|---|
| ・ 町民参加手続の方法の1つとして、新たにまちづくりトークを設置することとしています。 |
|---|

(その他の町民参加手続実施の公表)

第13条 町長等は、その他の町民参加手続を行うときは、次の事項を公表します。

- (1) 対象とする町の仕事の内容
- (2) その他の町民参加手続の方法、日時及び場所
- (3) 対象とする町の仕事の原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 参加することができる者の範囲
- (5) 条例第7条第2項の規定により行う検討結果の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の町民参加手続を行う期日の30日前までに行います。

- | |
|---|
| ・ その他の町民参加手続を行うときにも、基本的には事前に必要事項を公表し、町民が検討する期間を確保することが必要なため、ここで規定しています。 |
|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

別表（第2条関係）

町民参加手続の方法を定める上で考慮すべき事項

項目	内容
全般的事項	町民参加手続の対象となる町の仕事のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の町民参加手続を組み合わせるよう配慮すること。
審議会等	<p>次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の町民の合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。</p> <p>(1) その町の仕事の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。</p> <p>(2) その町の仕事の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。</p> <p>(3) その町の仕事の対象となる事案について町民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。</p>
まちづくり意見募集	町民参加手続の対象となる町の仕事を行おうとするときは、他の方法による町民参加手続を行う場合を除き、まちづくり意見募集を行うこと。
まちづくりトーク	直接対面方式により広く町民と意見交換をする必要があると認められる場合には、まちづくりトークを実施すること。
アンケート調査	より多くの町民の意見等を集約する必要があると認められる場合には、アンケート調査を実施すること。